

坂出市中心市街地活性化 公民連携事業

【別添資料3】仮企画提案書作成要領

令和5年5月8日

香川県坂出市

1 本書の位置付け

本書は、坂出市（以下、「市」という。）が「坂出市中心市街地活性化公民連携事業」（以下、「本事業」という。）に関し実施する「仮要求水準に対する仮企画提案書（様式9）」（以下、「仮企画提案書」という。）の作成方法等を説明するものである。

2 仮企画提案書の作成・提出方法

- (1) 仮企画提案書の作成においては、可能な限り簡潔な文章表現等を用いること。なお、内容が伝わりやすいよう、図表・イラスト等の活用や文字の着色等を可能とする。
- (2) 仮企画提案書に使用する文字の大きさは、10.5 ポイント以上とすること。ただし、図表や脚注等については、この限りではない。
- (3) 仮企画提案書の記述において、他の様式や資料を参照する場合には、当該参照箇所を明記すること。
- (4) 仮企画提案書は、A4 版縦・左綴じとし、中分類単位でページ番号を付すこと。また、仮企画提案書の表紙右上に、市が民間事業者に送付する参加資格確認通知書に記載のある「仮応募事業者番号」を記入すること。
- (5) 提案する施設等に関する図面書（鳥瞰図、平面図、立面図等）がある場合には、A3 版横・左綴じとすること。また、仮企画提案書と同様にファイリングし、電子データを用意すること。
- (6) 提出物は、紙媒体で1部、電子データ（DVD-R または CD-R）で1部提出すること。なお、電子データを記録した DVD-R または CD-R には、当該媒体の表部分に「事業名称」と「仮応募事業者番号」を記入すること。
- (7) 電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Adobe Acrobat を基本とすること。

3 仮企画提案書の項目

民間事業者に作成・提出が求められる仮企画提案書の項目は下表のとおりである。なお、各項目の分量は、A4版1枚以上とする。なお、必要に応じてA3版を活用することを可能とする。

- 一. 共通項目
- 二. 坂出駅前エリアおよび緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地、東大浜第1公園、東大浜第3公園（西運河入船エリアとの連携を含む）
 - ※両エリアの提案を期待するが、いずれか一方の提案を可能とする。
 - ※大分類項目に示す業務のうち一つ以上について提案を行うこと。
- 三. 自主事業（任意）

一. 共通項目	
本事業に対する基本的な考え方（主に、市が期待する公民連携手法による効果の実現）について	
選択提案した事業手法による市の将来負担への効果 および民間事業者の創意工夫による自主事業実施の効果	
事業の実施体制	
資金調達方法	
地域経済への貢献度および人材の活用・育成	
二. 坂出駅前エリアおよび緩衝緑地エリアのうち東大浜緑地、東大浜第1公園、東大浜第3公園（西運河入船エリアとの連携を含む）	
大分類項目	中分類項目
①プロジェクト マネジメント業務	プロジェクトマネジメント業務に対する基本的な考え方
	プロジェクトマネージャーの選任について
	市と各業務責任者との連絡・調整について
	課題解決策の検討について
	セルフモニタリングについて
	行政関係者への説明支援
②企画・設計業務	企画・設計業務に対する基本的な考え方
	企画・設計業務の工程計画について
	トータルLCCの削減策について
	エリア全体に関する企画・設計の考え方
	ウォークアブルなまちづくりの実現策
	駅前拠点施設に関する企画・設計の考え方
	坂出緩衝緑地に関する企画・設計の考え方
	その他施設に係る企画・設計の考え方
	災害時の防災機能等に対する企画・設計

③建設および改修業務	建設・改修業務に対する基本的な考え方
	建設・改修業務の工程計画について
	トータルLCCの削減策について
	駅前拠点施設に関する建設の考え方
	坂出緩衝緑地に関する建設・改修の考え方
	建設・改修期間中の監視体制に関する考え方
	建設・改修期間中の安全性の確保に関する考え方
	建設・改修期間中の近隣対策に関する考え方
④維持管理業務	維持管理業務に対する基本的な考え方
	業務計画および実施体制に関する考え方
	建物および設備における維持管理業務の考え方
	備品維持管理業務の考え方
	外構施設維持管理業務の考え方
	清掃・環境管理業務の考え方
	故障・クレーム等発生時の対応
	災害および事故等発生時の対応
	長期修繕計画について
⑤運営業務	運営業務に対する基本的な考え方および実施体制
	エリア間の回遊性について
	駅前拠点施設の運営について
	坂出緩衝緑地の運営について
	市民（各種団体）との連携について
	防災機能拠点の視点について
三. 自主事業	
自主提案業務の考え方	
企画内容（新規性、有効性の観点）について	
ウォークアブルの観点を踏まえた6つのエリアの回遊性について	

4 禁止事項

仮企画提案書には、民間事業者の構成員の企業名が特定できるような記載をしないこと。ただし、実施体制については企業名を記載すること。